

〈JR佐倉駅北口自転車駐車場〉定期点検業務委託 指摘概要書

種別	番号	項 目	指摘箇所・概要	主な原因	法令適否	劣化度	危険度	全体判定
1 建築	1-1	敷地及び地盤						
	1-2	建築物の外部	外壁躯体の劣化及び損傷	①	○	b	2	B
	1-3	屋上及び屋根						
	1-4	建築物の内部	床躯体の劣化及び損傷	①	○	b	1	B
	1-5	避難施設等						
		その他						
		上記以外の調査項目						
2 建築設備	2-1	換気設備						
	2-2	非常用の照明装置						
	2-3	給水設備及び排水設備						
	2-4	排煙設備						
		その他						
		上記以外の調査項目						
3 防火設備	3-1	防火扉						
	3-2	防火シャッター						
	3-3	耐火クロススクリーン						
		その他						
		上記以外の調査項目						
特記事項	安全面・避難施設に関して、緊急に対応が必要と判断される事象があった場合は、その状況及び対応提案について記載すること。							
	消防点検・メーカー点検等による指摘事項のうち、特記しておくべき事項について記載すること。							
※記載項目が多い場合、行数を適宜追加する。 ※記載項目が法令に抵触しているものがあれば、原則として全体判定を「C」とする (※軽微なものを除く)。					優先度	全体劣化度	全体危険度	全体判定
					A	b	2	A

項目	ランク	状 況
主な原因	①	経年劣化による
	②	人為的なもの
	③	その他
法令適否	○	現状のままで法令に適合
	×	現状のままで法令に不適合
劣化度	a	おおむね良好
	b	修繕を要するがその必要性が低い
	c	修繕または更新等の必要性が高い
危険度	1	現状の使用状態で危険はありません
	2	現状のまま使用を続けると危険な状態になります
	3	現時点で危険な状態です
全体判定	A	現在の使用状態で問題ありません
	B	対応を検討する必要があります
	C	直ちに対応する必要があります(法令抵触を含む)
優先度	A	計画不要
	B	実施検討(3年後以降実施の計画)
	C	実施検討(次年度以降2～3年以内程度)
	D	要実施

点検受注者による判定

※契約後、本様式の体裁を変更する場合があります。

市による判定

〈JR佐倉駅南口自転車駐車場〉定期点検業務委託 指摘概要書

種別	番号	項 目	指摘箇所・概要	主な原因	法令適否	劣化度	危険度	全体判定
1 建築	1-1	敷地及び地盤						
	1-2	建築物の外部	外壁躯体の劣化及び損傷	①	○	b	2	B
	1-3	屋上及び屋根	屋根の劣化及び損傷	①	○	b	1	B
	1-4	建築物の内部	内壁の劣化及び損傷	①	○	b	2	B
	1-5	避難施設等						
		その他	階段各部の劣化及び損傷	①	○	b	1	B
		上記以外の調査項目						
2 建築設備	2-1	換気設備						
	2-2	非常用の照明装置						
	2-3	給水設備及び排水設備						
	2-4	排煙設備						
		その他						
		上記以外の調査項目						
3 防火設備	3-1	防火扉						
	3-2	防火シャッター						
	3-3	耐火クロススクリーン						
		その他						
		上記以外の調査項目						
特記事項	安全面・避難施設に関して、緊急に対応が必要と判断される事象があった場合は、 <u>その状況及び対応提案</u> について記載すること。							
	消防点検・メーカー点検等による指摘事項のうち、 <u>特記しておくべき事項</u> について記載すること。							

※記載項目が多い場合、行数を適宜追加する。
※記載項目が法令に抵触しているものがあれば、原則として全体判定を「C」とする
(※軽微なものを除く)。

優先度	全体劣化度	全体危険度	全体判定
B	c	2	B

項目	ランク	状 況
主な原因	①	経年劣化による
	②	人為的なもの
	③	その他
法令適否	○	現状のままで法令に適合
	×	現状のままで法令に不適合
劣化度	a	おおむね良好
	b	修繕を要するがその必要性が低い
	c	修繕または更新等の必要性が高い
危険度	1	現状の使用状態で危険はありません
	2	現状のまま使用を続けると危険な状態になります
	3	現時点で危険な状態です
全体判定	A	現在の使用状態で問題ありません
	B	対応を検討する必要があります
	C	直ちに対応する必要があります(法令抵触を含む)
優先度	A	計画不要
	B	実施検討(3年後以降実施の計画)
	C	実施検討(次年度以降2～3年以内程度)
	D	要実施

点検受注者による判定

※契約後、本様式の体裁を変更する場合があります。

市による判定

〈京成佐倉南口自転車駐車場〉定期点検業務委託 指摘概要書

種別	番号	項 目	指摘箇所・概要	主な原因	法令適否	劣化度	危険度	全体判定
1 建築	1-1	敷地及び地盤	不陸、傾斜	③	○	c	2	B
	1-2	建築物の外部	外壁躯体の劣化及び損傷	①	○	b	2	B
	1-3	屋上及び屋根	屋根の劣化及び損傷	①	○	b	1	B
	1-4	建築物の内部	内壁の劣化及び損傷	①	○	b	2	B
	1-5	避難施設等						
		その他	階段各部の劣化及び損傷	①	○	b	1	B
		上記以外の調査項目						
2 建築設備	2-1	換気設備						
	2-2	非常用の照明装置						
	2-3	給水設備及び排水設備						
	2-4	排煙設備						
		その他						
		上記以外の調査項目						
3 防火設備	3-1	防火扉						
	3-2	防火シャッター						
	3-3	耐火クロススクリーン						
		その他						
		上記以外の調査項目						
特記事項	安全面・避難施設に関して、緊急に対応が必要と判断される事象があった場合は、 <u>その状況及び対応提案</u> について記載すること。							
	消防点検・メーカー点検等による指摘事項のうち、 <u>特記しておくべき事項</u> について記載すること。							

※記載項目が多い場合、行数を適宜追加する。
※記載項目が法令に抵触しているものがあれば、原則として全体判定を「C」とする
(※軽微なものを除く)。

優先度	全体劣化度	全体危険度	全体判定
B	c	2	B

項目	ランク	状 況
主な原因	①	経年劣化による
	②	人為的なもの
	③	その他
法令適否	○	現状のままで法令に適合
	×	現状のままで法令に不適合
劣化度	a	おおむね良好
	b	修繕を要するがその必要性が低い
	c	修繕または更新等の必要性が高い
危険度	1	現状の使用状態で危険はありません
	2	現状のまま使用を続けると危険な状態になります
	3	現時点で危険な状態です
全体判定	A	現在の使用状態で問題ありません
	B	対応を検討する必要があります
	C	直ちに対応する必要があります(法令抵触を含む)
優先度	A	計画不要
	B	実施検討(3年後以降実施の計画)
	C	実施検討(次年度以降2～3年以内程度)
	D	要実施

点検受注者による判定

※契約後、本様式の体裁を変更する場合があります。

市による判定

〈京成臼井駅北口第1〉定期点検業務委託 指摘概要書

種別	番号	項 目	指摘箇所・概要	主な原因	法令適否	劣化度	危険度	全体判定
1 建築	1-1	敷地及び地盤						
	1-2	建築物の外部	外壁躯体の劣化及び損傷	①	○	b	2	B
	1-3	屋上及び屋根						
	1-4	建築物の内部	内壁の劣化及び損傷	①	○	b	2	B
	1-5	避難施設等						
		その他	階段各部の劣化及び損傷	①	○	b	1	B
		上記以外の調査項目						
2 建築設備	2-1	換気設備						
	2-2	非常用の照明装置						
	2-3	給水設備及び排水設備						
	2-4	排煙設備						
		その他						
		上記以外の調査項目						
3 防火設備	3-1	防火扉						
	3-2	防火シャッター						
	3-3	耐火クロススクリーン						
		その他						
		上記以外の調査項目						
特記事項	安全面・避難施設に関して、緊急に対応が必要と判断される事象があった場合は、その状況及び対応提案について記載すること。							
	消防点検・メーカー点検等による指摘事項のうち、特記しておくべき事項について記載すること。							
※記載項目が多い場合、行数を適宜追加する。 ※記載項目が法令に抵触しているものがあれば、原則として全体判定を「C」とする (※軽微なものを除く)。					優先度	全体劣化度	全体危険度	全体判定
					D	c	3	C

項目	ランク	状 況
主な原因	①	経年劣化による
	②	人為的なもの
	③	その他
法令適否	○	現状のままで法令に適合
	×	現状のままで法令に不適合
劣化度	a	おおむね良好
	b	修繕を要するがその必要性が低い
	c	修繕または更新等の必要性が高い
危険度	1	現状の使用状態で危険はありません
	2	現状のまま使用を続けると危険な状態になります
	3	現時点で危険な状態です
全体判定	A	現在の使用状態で問題ありません
	B	対応を検討する必要があります
	C	直ちに対応する必要があります(法令抵触を含む)
優先度	A	計画不要
	B	実施検討(3年後以降実施の計画)
	C	実施検討(次年度以降2～3年以内程度)
	D	要実施

点検受注者による判定

※契約後、本様式の体裁を変更する場合があります。

市による判定

〈京成臼井駅南口〉定期点検業務委託 指摘概要書

種別	番号	項 目	指摘箇所・概要	主な原因	法令適否	劣化度	危険度	全体判定
1 建築	1-1	敷地及び地盤						
	1-2	建築物の外部						
	1-3	屋上及び屋根						
	1-4	建築物の内部	2階の天井に塗膜剥離	③	○	c	1	C
	1-5	避難施設等						
		その他						
		上記以外の調査項目						
2 建築設備	2-1	換気設備						
	2-2	非常用の照明装置						
	2-3	給水設備及び排水設備						
	2-4	排煙設備						
		その他						
		上記以外の調査項目						
3 防火設備	3-1	防火扉						
	3-2	防火シャッター						
	3-3	耐火クロススクリーン						
		その他						
		上記以外の調査項目						
特記事項	安全面・避難施設に関して、緊急に対応が必要と判断される事象があった場合は、その状況及び対応提案について記載すること。							
	消防点検・メーカー点検等による指摘事項のうち、特記しておくべき事項について記載すること。							

※記載項目が多い場合、行数を適宜追加する。
※記載項目が法令に抵触しているものがあれば、原則として全体判定を「C」とする
(※軽微なものを除く)。

優先度	全体劣化度	全体危険度	全体判定
D	a	1	B

項目	ランク	状 況
主な原因	①	経年劣化による
	②	人為的なもの
	③	その他
法令適否	○	現状のままで法令に適合
	×	現状のままで法令に不適合
劣化度	a	おおむね良好
	b	修繕を要するがその必要性が低い
	c	修繕または更新等の必要性が高い
危険度	1	現状の使用状態で危険はありません
	2	現状のまま使用を続けると危険な状態になります
	3	現時点で危険な状態です
全体判定	A	現在の使用状態で問題ありません
	B	対応を検討する必要があります
	C	直ちに対応する必要があります(法令抵触を含む)
優先度	A	計画不要
	B	実施検討(3年後以降実施の計画)
	C	実施検討(次年度以降2～3年以内程度)
	D	要実施

点検受注者による判定

※契約後、本様式の体裁を変更する場合があります。

市による判定

〈京成志津駅北口〉定期点検業務委託 指摘概要書

種別	番号	項 目	指摘箇所・概要	主な原因	法令適否	劣化度	危険度	全体判定
1 建築	1-1	敷地及び地盤						
	1-2	建築物の外部						
	1-3	屋上及び屋根						
	1-4	建築物の内部						
	1-5	避難施設等						
		その他						
		上記以外の調査項目						
2 建築設備	2-1	換気設備						
	2-2	非常用の照明装置						
	2-3	給水設備及び排水設備						
	2-4	排煙設備						
		その他						
		上記以外の調査項目						
3 防火設備	3-1	防火扉						
	3-2	防火シャッター						
	3-3	耐火クロススクリーン						
		その他						
		上記以外の調査項目						
特記事項	安全面・避難施設に関して、緊急に対応が必要と判断される事象があった場合は、 <u>その状況及び対応提案</u> について記載すること。							
	消防点検・メーカー点検等による指摘事項のうち、 <u>特記しておくべき事項</u> について記載すること。							

※記載項目が多い場合、行数を適宜追加する。
※記載項目が法令に抵触しているものがあれば、原則として全体判定を「C」とする
(※軽微なものを除く)。

優先度	全体劣化度	全体危険度	全体判定
A	a	1	A

項目	ランク	状 況
主な原因	①	経年劣化による
	②	人為的なもの
	③	その他
法令適否	○	現状のままで法令に適合
	×	現状のままで法令に不適合
劣化度	a	おおむね良好
	b	修繕を要するがその必要性が低い
	c	修繕または更新等の必要性が高い
危険度	1	現状の使用状態で危険はありません
	2	現状のまま使用を続けると危険な状態になります
	3	現時点で危険な状態です
全体判定	A	現在の使用状態で問題ありません
	B	対応を検討する必要があります
	C	直ちに対応する必要があります(法令抵触を含む)
優先度	A	計画不要
	B	実施検討(3年後以降実施の計画)
	C	実施検討(次年度以降2～3年以内程度)
	D	要実施

点検受注者による判定

※契約後、本様式の体裁を変更する場合があります。

市による判定

〈京成志津駅南口〉定期点検業務委託 指摘概要書

種別	番号	項 目	指摘箇所・概要	主な原因	法令適否	劣化度	危険度	全体判定
1 建築	1-1	敷地及び地盤						
	1-2	建築物の外部						
	1-3	屋上及び屋根						
	1-4	建築物の内部	内壁の劣化及び損傷	①	○	b	2	B
	1-5	避難施設等						
		その他	階段各部の劣化及び損傷	①	○	b	1	B
		上記以外の調査項目						
2 建築設備	2-1	換気設備						
	2-2	非常用の照明装置						
	2-3	給水設備及び排水設備						
	2-4	排煙設備						
		その他						
		上記以外の調査項目						
3 防火設備	3-1	防火扉						
	3-2	防火シャッター						
	3-3	耐火クロススクリーン						
		その他						
		上記以外の調査項目						
特記事項	安全面・避難施設に関して、緊急に対応が必要と判断される事象があった場合は、 <u>その状況及び対応提案</u> について記載すること。							
	消防点検・メーカー点検等による指摘事項のうち、 <u>特記しておくべき事項</u> について記載すること。							

※記載項目が多い場合、行数を適宜追加する。
※記載項目が法令に抵触しているものがあれば、原則として全体判定を「C」とする
(※軽微なものを除く)。

優先度	全体劣化度	全体危険度	全体判定
A	b	2	B

項目	ランク	状 況
主な原因	①	経年劣化による
	②	人為的なもの
	③	その他
法令適否	○	現状のままで法令に適合
	×	現状のままで法令に不適合
劣化度	a	おおむね良好
	b	修繕を要するがその必要性が低い
	c	修繕または更新等の必要性が高い
危険度	1	現状の使用状態で危険はありません
	2	現状のまま使用を続けると危険な状態になります
	3	現時点で危険な状態です
全体判定	A	現在の使用状態で問題ありません
	B	対応を検討する必要があります
	C	直ちに対応する必要があります(法令抵触を含む)
優先度	A	計画不要
	B	実施検討(3年後以降実施の計画)
	C	実施検討(次年度以降2～3年以内程度)
	D	要実施

点検受注者による判定

※契約後、本様式の体裁を変更する場合があります。

市による判定